

令和4年度（2022年度）

北海道特定調達契約等苦情検討委員会

議事録（抄録）

令和4年（2022年）6月10日

出席者

北海道特定調達契約等苦情検討委員会

秋 田 英 明 委 員

齋 藤 久 光 委 員

中 川 晶比兒 委員長

橋 本 佐和子 委 員

山 本 晋 委 員

(五十音順)

(地方独立行政法人)

北海道公立大学法人札幌医科大学

経営企画課財務室財務経営係長

齋 藤 力 一

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

本部経営管理部財務グループ主幹

牧 野 めぐみ

(地方独立行政法人所管部)

北海道総務部教育・法人局法人団体課主査

穴 蔵 大 介

北海道総合政策部次世代社会戦略局科学技術振興課主幹

大 島 司

(事務局)

北海道会計管理者兼出納局長

水戸部 裕

北海道出納局財務指導課長

西 堀 謙 二

北海道出納局財務指導課課長補佐

梅 田 政 寿

北海道出納局財務指導課主査

金 田 学 二

北海道出納局財務指導課主事

藤 島 勇 二

<事務局>

出納局財務指導課の西堀でございます。
どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお暑い中お越しいただき大変ありがとうございます。
北海道では、地球温暖化の防止や省エネルギーに向けた取組として「ナチュラル・ビズ・スタイル」を実施しております。

室温も高めとなっておりますので、どうぞ上着をお脱ぎになるなど、楽にさせていただきたいと思
います。

委員会の開催に先立ちまして、水戸部会計管理者から、ご挨拶を申し上げます。

(会計管理者兼出納局長挨拶)

<事務局>

会議を始めていただきます前に、各委員のご紹介をさせていただきます。

公認会計士の秋田英明委員です。

<秋田委員>

よろしくお願いいたします。

<事務局>

北海道大学大学院公共政策学連携研究部の齋藤久光委員です。

<齋藤委員>

齋藤です。よろしくお願いいたします。

<事務局>

北海道大学大学院法学研究科の中川晶比兒委員です。

<中川委員>

中川です。よろしくお願いいたします。

<事務局>

弁護士の橋本佐和子委員です。

<橋本委員>

橋本です。よろしくお願いいたします。

<事務局>

弁護士の山本晋委員です。

<山本委員>

山本です。よろしくお願いいたします。

<事務局>

また、本日の出席委員は5名であり、委員の半数以上が出席されておりますので、本会議が成立
していることをご報告申し上げます。

それでは、ただいまから、北海道特定調達契約等苦情検討委員会会議を開催します。
新型コロナウイルス感染症の感染防止を踏まえまして、着席して進めさせていただきます。

まずはじめに、議題（1）の委員長及び職務代理者の選任についてをお願いしたいと思います。
北海道特定調達契約等苦情検討委員会条例第5条第2項の規定に基づきまして、委員の互選により、

委員長を選出していただくこととなります。どなたか、ご発言はございませんでしょうか。

(発言なし)

特にご発言がなければ、私ども事務局の方から、本委員会の委員長として中川委員をご推薦したく、ご提案いたします。いかかでしょうか。

それでは、中川委員に委員長ご就任をお願いしたいと存じます。
中川委員には、ご挨拶をお願いしたいと思います。

<中川委員長>

北海道大学法学部の中川です。昨年度に引き続きですが、どうぞよろしく申し上げます。

<事務局>

次に、委員長の職務代理者の指名でございます。北海道特定調達契約等苦情検討委員会条例第5条第4項の規定に基づきまして、中川委員長からのご指名をお願いいたします。

<中川委員長>

それでは、職務代理者は秋田委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

<秋田委員>

はい。

<事務局>

秋田委員、よろしく申し上げます。

<秋田委員>

よろしく申し上げます。

<事務局>

水戸部会計管理者は、他の公務のため、誠に申し訳ございませんが、ここで退席をさせていただきます。

<事務局（会計管理者）>

どうぞよろしく申し上げます。

<事務局>

これからの会議の進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願います。

<中川委員長>

それでは、議題（2）苦情の処理手続から始めたいと思います。事務局より説明をお願いします。

<事務局>

議題（2）について、ご説明させていただきます。

北海道特定調達契約等苦情検討委員会の「苦情の処理手続について」を、お手元の資料1-1から資料1-5によりご説明いたします。資料1-1をご覧ください。

始めに、本委員会の設置の根拠ですが、本委員会は、「2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書」第18条に規定されます苦情申立ての手続の一つである「検討機関」として設置されているものです。

北海道においては、資料1-2にございます「北海道特定調達契約等苦情検討委員会条例」に基づき設置されております。

本委員会は、協定の対象となる調達において、その関係人が申し立てた苦情に対し、申立ての内容を検討・審議し、是正すべき事案があれば是正を求めるとというのが委員会の本旨であります。

資料1-3をご覧ください。

政府調達に関する協定の発効に際し、国や各地方公共団体ではその処理手続について規定を設けることとされており、北海道においては、資料1-3平成8年北海道告示第1337号「特定調達契約等に関する苦情の処理手続」により、処理手続を定めております。

また、資料1-4平成11年8月30日出納局長決定「特定調達契約等に関する苦情の処理手続の解釈・運用」により当該手続の一部について解釈・運用を定めているところです。

資料お戻りいただきまして、資料1-1の2ページ目をご覧ください。

適用となる契約につきましては、協定において定められておりますが、地方公共団体におきましては「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」で調達の区分と対象額について総務大臣が定めると規定されておまして、2年ごとに見直しが行われております。

現在は、2ページ目の下段に記載のありますとおり、物品等の契約が3,000万円以上、建設工事が22億8,000万円以上、建築・エンジニアリングサービス2億2,000万円以上、それ以外が3,000万円以上と定められております。

この対象契約に係る調達手続に関して苦情が申し立てられた場合に本委員会が開催され、内容を検討・審議していただくということになります。

その具体的な処理手続につきまして、先ほど申し上げました「特定調達契約等に関する苦情の処理手続」に定めがございまして、具体的な流れをフローにしたものが、資料1-5となります。

資料1-5をご覧ください。

特定調達に関する協定の対象となるものに係る契約手続につきましては、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」に定めがあり、これに基づきまして、入札参加の資格に関する審査や入札に関する告示、そして入札などの事務が執り行われるところであります。

これらのすべての段階で、当該製品又はサービスの提供を行ったものや提供を行うことが可能であったもの、これらのものを「供給者」といいますが、その「供給者」が手続に協定違反があると判断した場合、まずは、その入札などを所管する部署である「関係調達機関」に対して説明や是正を求めるなどをし、関係調達機関はそれに対応するなどの協議を行うこととなります。協定では、この段階での解決が奨励されているものでありまして、フロー図の①と②になります。

供給者と関係調達機関との協議では解決に至らなかった場合には、供給者は本委員会に苦情を申し立てることとなるものです。フロー図の③となります。

苦情申立があった場合、その申立てを関係調達機関に送付するとともに、10日以内に当該申立の受理、又は却下について決定します。

また、その決定を直ちに苦情申立人と関係調達機関に通知することとなります。

フロー図では、④～⑥となります。

申立てを受理したときは、その旨を公示し、委員会の審議に参加することを希望する者、フロー図では「参加者」を募ります。

同時に、関係調達機関に対して、申し立てられた事案に係る関係書類と苦情事項に対する回答、説明などを記載した報告書の提出を求めます。

この報告書は、フロー図の④の本委員会が関係調達機関に対して申立ての送付をしたときから14日以内に提出すべきものですが、その間に、本委員会は、原則として、フロー図の⑧申し立てられた契約の締結あるいは執行の停止を求めたり、フロー図の⑩参加者を確定するなどの手続を行うこととなります。

以上の手続を経まして、フロー図の⑯申し立てられた苦情の検討・審議を行っていただき、最終的に検討結果と是正措置などの提案事項の取りまとめを行い、フロー図の⑰検討結果報告書と提案書を作成し、苦情申立人、関係調達機関、参加者に送付して一連の手続は終了となります。

以上の処理手続は、苦情の申立てがあった日から90日以内、公共事業の場合は50日以内に行うこととされているものであります。

なお、検討の結果、是正に関する提案書が出された場合、関係調達機関は原則としてこの提案に従うものとされています。

以上、議題（２）の「苦情処理の手続について」の説明を終わります。

<中川委員長>

ありがとうございました。

今年も特に申立てはないというところですが、実際あった場合はこの手続に従って、かなり短期間で集中的にやらないといけないこととなりますが、以上の説明に関し、何かご質問等はございますでしょうか。

（特になし）

今年度も700件くらいあったということですが、こういう対象となり得る工事について、事前にスクリーニングというか、抽出して、700件あるとできないと思うのですが、やってはいないでしょうか。

<事務局>

事前になかなか把握は難しいです。

<中川委員長>

なるほど、捉えられないと、それでもないということは問題なくできている。
関係規程は解釈も含め整理されているので、準備は整っているのかなと感じます。

<中川委員長>

特にご質問等がなければ、（２）の議題を終わりとしたと思います。
それでは、議題（３）国等の苦情申立案件についてを事務局から説明をお願いします。

<事務局>

資料２－１により、新潟県が設置している政府調達苦情検討委員会に申立てがあった苦情の概要等について、本委員会が行う苦情の検討の参考としていただくため、事例を紹介し情報提供させていただきます。２－１の参考として添付しました概要図も併せてご覧いただきながらお聞き願います。

資料２－１をご覧ください。

苦情のあった調達案件は、「新潟県知事政策局ICT推進課」における「新潟県資産管理用サーバ機器及びソフトウェア等一式の購入」であります。苦情申立人は、「匿名」ですが、報告書本文から「ソフトウェアの供給元」であることが読み取れたところです。

入札手続の経過ですが、令和３年３月19日に、関係調達機関が入札公告を新潟県報により行い、同日より入札説明書の交付を開始しております。

また、調達内容の詳細については入札説明書によることとしており、新潟県庁のICT推進課において交付することとしています。

３月30日に入札説明書を交付したA社から、本件の調達仕様が製品を指定していることについて質問があり、４月９日に製品の指定を解除し同等品を認める旨をメールで回答しています。

入札に関する質問への回答として、入札説明書を交付したB社にも同様にメールで通知しています。

４月16日にA社及びB社から入札参加申請を受理しましたが、A社の提出書類では、同等品としての調達仕様を満たすことが確認できなかったため、証明するに足る追加の資料の提出を求めています。

４月20日にA社から調達仕様を満たすことを証明する書類の提出があり、翌21日にA社及びB社に対して入札参加資格を有する旨を通知しています。

4月28日に入札を行い、苦情申立人が供給元ではないA社が落札しています。

その後、B社及び苦情申立人からA社の応札物品である資産管理ソフトウェアが調達仕様を満たしているか、再度確認を求める意見書の提出や、情報公開請求を経て、7月15日苦情申立人は苦情を申し立てています。

苦情の概要は、6点ありまして資料に記載のとおりです。

委員会の検討結果についてですが、委員会では、苦情申立人からの苦情の申立てがあった際、まず、その申立てが適法であるか、却下事由に該当しないかを審査します。

なお、申立ての却下事由としては、「政府調達に関する苦情の処理手続」において、「遅れて申立てが行われた場合」、「政府調達協定等と無関係な場合」、「供給者からの申立てでない場合」などを定めています。

委員会では、申立てが期限内に行われたかについて、苦情の原因を知り得たときから10日以内に行われているかどうかを検討していますが、本件は開示請求により開示された資料の内容から落札者の納入物品を把握し、苦情の原因を知り得たものであり、開示請求の資料を県庁が郵送した日が7月2日、内容を把握した日が7月7日であるという主張は、事実を把握するために合理的な期間の範囲内であると判断されています。

資料2ページ目となります。

また、委員会では供給者からの申立てであるかについても検討しており、苦情申立人は入札参加者ではありませんが、苦情の処理手続に規定している供給者の範囲「当該製品の提供を行うことが可能であった者」に該当するものと認められており、また、その他の却下事由にも該当しないことから、7月30日に本件申立てを受理しています。

続きまして、苦情に対する具体的な検討ですが、6点あるうち3点を抽出させていただきます。

1点目は①になりますが、申立人の主張は、A社が入札参加資格を有するとされた時点では、調達仕様を満たすとされた応札物品であるD社製品は存在しないことから、入札参加の条件を満たしていない、にもかかわらず「入札参加資格をあり」としたことは、協定第15条第4項に違反するというものです。

この点について、委員会では、A社は協定第15条第4項の「参加のための条件を満たした供給者」であったかを検討しております。

結果、「関係調達機関及びA社に照会し、遅くとも機能証明を発行した4月20日時点では製品が存在していたと考えられる」とし、A社は入札参加資格を有しており、「参加のための条件を満たした供給者」とであると判断しています。

2点目は③になりますが、資料は3ページ目となります。申立人の主張は、A社の応札物品であるD社製品新潟県庁版は、特定業者しか知り得ない一般的に調達できない物品であることから、明らかに製品指定されていた苦情申立人の製品と同等の物品ではなく、他の供給者において当該情報を知り得なかったために入札参加の機会を失わせた可能性があり、公平性を欠くため、協定第10条第3項に違反しているというものです。

この点について、委員会では、D社製品新潟県庁版は一般的に調達できない物品であり、公平性を欠いていたかを検討しております。

結果、D社に問い合わせをすればA社以外でも仕様を満たす製品であることが確認でき、D社製品自体は一般に販売されている製品であり、特定の業者しか知り得ない物品であるとは言えないとしております。

更に、仮に特定の業者しか知り得ない物品で応札したとしても、調達機関が求めている機能を有しているものであれば入札及び調達に関して問題はなく、一般的に調達できる物品であるかどうかは入札において問題にならないとし、公平性は阻害されないと判断しています。

また、協定第10条第3項の規定の趣旨は、入札説明書に「同等のもの」と記載することにより、

調達の要件が明らかな同等の物品等を入札参加できるようにするものであると考えられ、苦情申立人の主張については同条同項を論拠とすることは適切でないといわれています。

3点目は⑤になりますが、資料は4ページ目となります。申立人の主張は、本件調達にはA社が参加しており、C氏が出向元であるA社の利益を優先することで、関係調達機関の利益が害されるおそれがある以上、本件調達は利益相反を回避できておらず、協定第4条第4項(b)に違反しているというものです。

この点について、委員会では、本件調達において利益相反があったかどうかについて検討しています。

落札者であるA社の社員であるC氏は、県に派遣研修生として2ヶ月在籍し、当該調達案件の仕様書作成のための情報収集業務を行っていましたが、C氏によるA社に対する情報漏洩があったかという点について、C氏は否定しており、他に情報漏洩の事実を認めるに足る証拠はなく、情報漏洩の事実は認定できないとしています。

結果、C氏がA社の利益を図り、関係調達機関の利害が害されることはなく、利益相反は生じていないと判断しています。

最後に、委員会の結論ですが、本件調達の入札手続が協定に違反するとの苦情申立人の主張を認めることはできず、入札の無効化及び次点入札者を落札者とするを関係調達機関に提案することを求めるという苦情申立人の申立ては採用できないとしています。

資料2-2は、実際に新潟県の検討委員会が作成した報告書になります。

以上、情報提供とさせていただきます。

<中川委員長>

ありがとうございます。以上の説明につきまして、何かご質問等はありませんか。

<齋藤委員>

③の点と、④に関する点で、北海道の対応について確認させていただきたいのですが、北海道では、③に関しては、入札する際に基本的には同等のものと付け加えた上で入札をしているのかという点が1点目です。

2点目が、関係機関、北海道においても外部から人材を活用されているかと思うのですが、その際に、報告書では調達の透明性及び公正性を確保しつつ人材活用の意義を失わないような方法を検討することが望ましいと書かれている訳ですが、北海道は外部人材を活用する際にどのようなことに注意されているのかということを確認させていただければと思います。よろしくをお願いします。

<事務局>

銘柄指定の件につきましては、政府調達に関する協定の解釈を踏まえ、特定の銘柄製品を示す場合は「又はこれと同等のもの」を付す取扱いとしており、その旨は出納局において「特定調達契約ハンドブック」を作成し、全庁に周知しており、銘柄指定はしない取扱いとしています。

専門的人材の確保についてであります。出納局で、すべからく企業派遣の受入の事例について把握できておりませんが、例えば、法令上の資格を要するような技術職（保健師、獣医師、建築設計ほか）について、必要な人員確保のために随時、職員採用試験を通じて正職員の確保に努めていると思います。

<齋藤委員>

ということは、人材活用の際には新潟県と同じようなことが北海道でも起こる可能性はあるということですか。

<事務局>

短期的に当該入札のためだけの受入のような事例は把握はできておりません。製品の仕様を策

定するに当たっての情報収集ですと、一般的には受入というよりは、機器のホームページですとか、カタログ、あるいは販売事業者からの情報収集を基に職員が作成しているところと思われます。

<齋藤委員>

わかりました。

できるだけ誤解のされない様な形で、外部人材を活用していただければと思います。

<秋田委員>

ひとつだけ、C氏の意見を聞かれているのは、委員会の人が面談をしたという理解になりますか。

間接的な、事務局から聞いていただいて委員会の方にフィードバックとなるのか。

委員会の人間が実際にC氏に会って質問をしたのか、何か情報はありますか。

<事務局>

新潟県のホームページ上の苦情検討委員会の会議結果、その中で承認（参考人）を委員会に出席させ、事実関係の調査を行ったとあります。

<秋田委員>

それは、例えば、回答を聞いて、裏取りというか、大体そういう風に聞いたらやってませんとという回答になるかなと思いますが、そこを、そうですよねとなるか、さらに追求することとなるか、どこまで考えるべきですか。

<中川委員長>

苦情申立一般で、行政でやる場合どこまでやるかというところの問題ですが、そこまで証拠を出しなさいとか、メールを出して下さいとか、そういうところまでならないかと、時間的にも。

この1件は、大きく分けて2つありました。

当初は苦情申立人の商品が製品指定されていたが、A社の問い合わせを受けて、他の物も良いですよと認めることとなった。

最終的に落札したA社からの、入札参加者の社員が出向していたという話で、先程の齋藤先生の2つ目の質問になりますが、そういう出向があったときに、入札に関わるような部署に配属するのであれば、事前にここまですぐ立ち入れるなどと取り決めておかないと、どこでも起こりえる話かと。

もう1つは製品指定を誤ってやって、それを止めたと、その後の手続のやり方については、北海道ではどういう風な対応をされるのですか、この場合は特に入札を止めることなく進んでいったんですけれども。

<事務局>

銘柄指定は行っていないとしながらも、例えば、入札公告した途中で仕様を変更したいという事情が生じた場合だとですね、北海道にあっては、ホームページで入札公告ですとか、関係の入札説明書ですとか、一式掲載しておりますし、告示文の内容を変更した場合は訂正の告示を打ちますし、それ以外の入札説明書ですとか、仕様に関する情報ですと、掲載しているホームページ上でお知らせするなどして、仮に時間が足りなくなるなどの判断があれば、期日を伸ばすなどの工夫も考えられるところです。

<事務局>

入札公告を出した段階で、それを見て入札参加をしようという方ですね、公平に、途中で仕様変更したり、同等品とか、そういうことがあったとすれば、皆さんに同じような条件で、変更を行うことをお知らせするという様な取組みと、北海道の場合はなるのかなと思います。また、それで変更したときには、審査の時期、この点もある程度後ろに伸ばすとか、こういうことも勘案しなければならないのかなと思います。

<中川委員長>

話が前後してしまいますけど、同等品というのを指定する場合に、銘柄を指定してこれ又はこれと同等品という場合に、銘柄品というのは既に発注機関で使っている物が多いのではないかと思います。

ますけれども、他の物が来たときに、その場合に発注者が性能上それが同等かどうかというものがどこまで判断できるのか。

参加資格がないというか、機能を満たしません、同等性がないですとかいう話は生じてくるのでしょうか。発注者がどこまで機器のことを知っているかどうかによるのでしょうか。

<事務局>

非常に多様なメーカーが存在しますし、すべてを把握することはなかなか難しいですけども、主要なメーカーというのは押さえて、事前に製品の一覧表を作って、これと同等な物はこの辺がターゲットになるだろうというのは把握した上で入札事務に臨んでいるところです。

<中川委員長>

例えば、地方の発注者が分からないので道に問い合わせるという様なやりとりは、できるでしょうか。どこかで知識を集約していて。

<事務局>

発注機関の方に当該入札に対する質問が来るので、公告を出したところで質問に対応することとなります。

<中川委員長>

経験がなくて、地方で初めて入札をする様な職員が困った場合に、どこか手助けしてくれる機関というのは、道内にないのでしょうか。相談できるような。

<事務局>

例えば、物品の購入ですと、地方だと振興局の特定の部署、総務課という庶務をする部署で集中的に業務を行っていたりするので、ある程度ノウハウというものはございます。

<橋本委員>

先程、秋田委員から関係者を呼んで話を聞く機会というのがあったんですけど、人を呼んで話を聞くときの規定があったら教えて下さい。

<中川委員長>

資料1-3とかですね。

<事務局>

4ページ目の(14)、(15)当たりが証人の出席ですとかを規定しています。

<中川委員長>

ちなみに、新潟の事例は、関係調達機関が契約の執行の手続を止めない、停止に従うことはできないとしているのですが、契約が進んでしまっているという、こういうことが普通にあるのかどうか。

<事務局>

報告書以上のことはなかなか分からないのですが、理由がなければ原則従うことになると思います。

<山本委員>

その後の取り得る手続としては、苦情申立人がその契約執行について裁判所に訴えるとかそういうことになるのですか。

従わないと言われてそれ以上対応はできないということなんですか。

<事務局>

委員会での対応は、報告書と提案をいただいて終了となります。

<山本委員>

理由が納得できるものであれ、納得できないものであれ、委員会としてはそれを認めざるを得ないということですね。

<中川委員長>

止めるというところの権限はないと思います。

<中川委員長>

他にご質問等がありませんでしたら、続いての議題にまいりたいと思います。

それでは、議題（４）令和３年度における特定調達契約等の実績について、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

事務局から説明させていただきます。資料３－１をご覧ください。

令和３年度における、道の特定調達契約の実績を説明させていただきます。

まず、１の「特定調達契約を所管する本庁等の数」についてでございますけれども、令和３年４月１日現在は、記載のとおりとなっております、令和２年度からの増減はございません。

続きまして、２の「物品等・特定役務及び契約方法の区分別件数及び金額」についてでございますけれども、全体の件数で661件、金額は、約155億8,400万円となっております。

続きまして、３の「物品等・特定役務の項目別の主な契約」についてでございますけれども、「物品等」では、別館西棟庁舎、札幌道税事務所など北海道庁指定庁舎等で使用する電力の契約、及び漁業取締船用船舶燃料の購入の契約、「その他の役務」では、現金警備輸送等業務委託、警備艇「るもい」機関部中間検査整備などの契約がございました。

なお、「建設工事」の契約はございませんでした。

落札金額は資料記載のとおりでございます。

また、これらの契約につきましては、一般競争入札により、契約の相手方を決定しております。

続きまして、４の「随意契約の理由別内訳」についてでございますが、随意契約は、全体で52件行っておりまして、そのうち、半数以上の35件が、再度の入札に付しても落札者がいないとして、随意契約を行っているものであります。

以上が、令和３年度における、道の特定調達契約の実績の説明でございます。

<札幌医科大学>

札幌医科大学です。資料３－２をご覧ください。

令和３年度の札幌医科大学の調達契約の実績についてご報告いたします。

資料の中の１についてですが、物品等の一般競争入札が45件の約33億2,000万円。随意契約が3件の約9,000万円の合計48件の約34億2,000万円となっております。

続きまして、資料の２についてですが、金額の大きな主なものとして掲載しております。

上から１件目は本部及び附属施設などで使用する電力の需給契約で約3億8,000万円の落札金額です。２件目は抗がん剤のキイトルーダで約3億2,000万円の落札金額です。３件目も同様に抗がん剤のオプジーボでございます。こちらは2億2,000万円の落札となっております。４件目が血栓の治療などに用いる血管撮影装置でこちらは約2億2,000万円の落札となっております。

最後に３についてでございます。特許権などの排他的権利の保護との関連又は技術的な理由により特定の供給者によってのみ供給可能な場合が２件。こちら参考までにですが、動物実験に使う動物の購入とその実験の設備になります。こちらは実験環境の継続性を保つために従来の契約業者から引き続き購入しているものです。

表の下の方に移りまして、再度の入札に付し落札者がいないときが１件。これで合計３件となります。説明は以上です。

<道立総合研究機構>

北海道立総合研究機構です。資料は３－３でご説明させていただきます。

北海道立総合研究機構の契約につきましては、今回物品等１件のみとなっております。

内容としましては、各試験場などで使用する13台分の自動車の５年間の長期リース契約になります。入札参加者は１社で、約3,200万円の落札金額となっております。以上です。

<中川委員長>

以上、資料3-1から3-3までの説明につきまして、何かご質問等はありませんか。
特にご質問等がなければ、議題（4）を終わりたいと思います。

本日予定していた議題は以上ですが、委員の皆さまから他にご意見、ご質問等はありませんか。

（発言なし）

特にご発言がなければ、最後に事務局の方から何かありますか。

<事務局>

本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございました。

次回の委員会開催に当たりましては、その都度、委員の皆さま方と打ち合わせをさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

<中川委員長>

これもちまして、北海道特定調達契約等苦情検討委員会会議を終了いたします。